

特別支援教育の手引 5

就学や進学時におけるスムーズな
移行を目指す取組



平成24年3月

鹿児島県教育委員会

目 次

I	就学や進学時のスムーズな移行支援について	
1	就学をめぐる国の動向	1
2	早期からの教育相談	3
3	「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用	4
II	移行支援シート等を活用した引継ぎについて	
1	幼稚園等から小学校への移行支援	5
2	小学校から中学校への移行支援	11
	【コラム1】「インクルーシブ教育」と「交流及び共同学習」①	18
III	児童デイサービスにおける早期からの就学指導について	
1	早期からの就学指導について	19
2	児童デイサービスにおける就学指導の取組	20
3	早期からの就学指導についてのまとめ	27
	【コラム2】「インクルーシブ教育」と「交流及び共同学習」②	28
	【コラム3】ICFによる障害のとらえ方（ICIDHからICFへ）	29
IV	高等学校における特別支援教育について	
1	特別支援教育への取組	31
2	高等学校での事例	36
3	課題とまとめ	37
	【コラム4】二次障害の発生の原因と望ましい対応について	39
	【コラム5】特別な教育的支援の必要な児童生徒の進路指導の充実	41
V	特別支援学校のセンター的機能の実際	
1	Y養護学校の取組	42
2	地域における一貫した支援	43
3	実践研修会等の実施	47
4	人がつながり、日々の取組を共有し、将来を語り合えるケース会議の実施	48
5	Y養護学校による地域支援の実際	49
VI	Z市における関係機関との連携による早期からの就学指導の取組	
1	これまでの就学指導上の課題から	51
2	未就学児への就学指導充実のための取組	52
3	成果と課題	57
	資料編	
1	平成23年度特別支援教育体制整備状況調査結果（公立学校）	58
2	中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要	60
3	改正障害者基本法（平成23年8月5日施行）	62

I 就学や進学時のスムーズな移行支援について

1 就学をめぐる国の動向

平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」では、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の理念と制度改正の方向性が示されました。

また、平成18年度に、「学校教育法」が改正され、平成19年度から「特別支援教育」への転換が図られました。同年、文部科学省の「特別支援教育の推進について（通知）」では、その冒頭で、以下のように「特別支援教育の理念」を述べています。この内容については、全教職員に繰り返し周知しながら、共通理解を得ることが大切です。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、**生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。**

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、**知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。**

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ**様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎**となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

特別支援教育に関する近年の国の動向としては、平成22年に内閣府の「障がい者制度改革推進会議」が整理した意見を基に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」が閣議決定されました。これを受けて、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革等について検討することとなりました（P18参照）。

なお、平成22年12月の中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の論点整理概要では、就学相談・就学先決定の在り方について、以下のような内容を示し、早期からの教育相談・支援の必要性や本人・保護者と教育委員会、学校等との合意形成の必要性、就学先決定後の柔軟な就学先の見直しの必要性等を指摘しています。

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。
- 市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。



2 早期からの教育相談

県内各地域で、幼稚園や保育所、療育施設、市町村教育委員会等の機関が、関係機関との連携を大切にした早期からの教育相談システムの構築を図っており、県教育委員会としても、次のような取組を推進しています。

- ① 幼稚園や保育所における園内支援体制の整備
- ② 幼稚園や保育所における巡回相談の活用促進

本冊子では、V章、VI章で特別支援学校のセンター的機能の実際と、早期からの教育相談システムを構築している市町村教育委員会の取組について掲載しています。特に、各市町村教育委員会での早期からの教育相談においては、今後、関連機関が一堂に会し、当該の子どもに関する情報を共有したり、支援策を検討したりする市町村特別支援連携協議会の役割が重要になってきます。

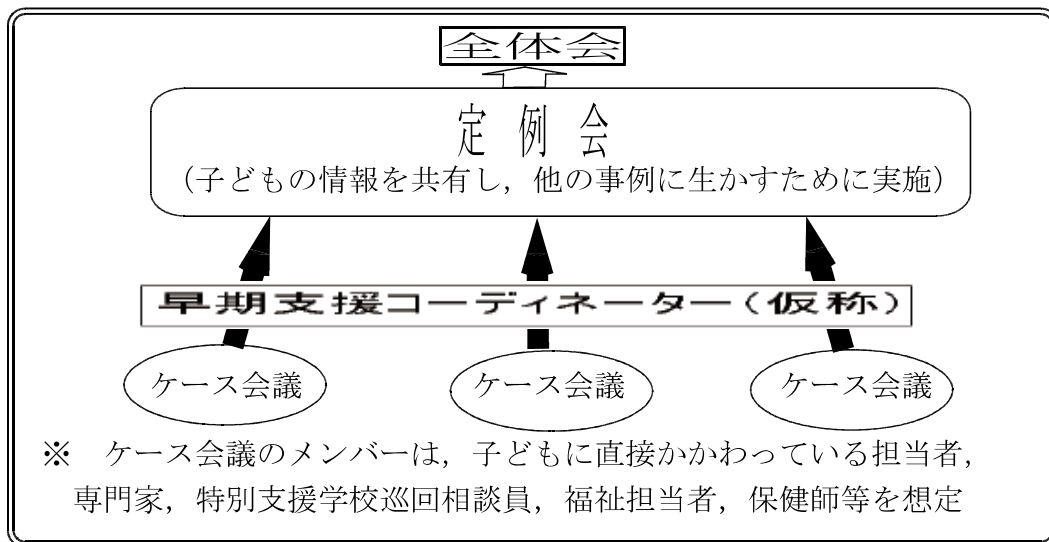


図 I-1 市町村特別支援連携協議会の設置

各市町村に設置されている特別支援連携協議会（H23：36市町村で設置）では、図 I-1 に示すように、早期からの教育相談（ケース会議）を実施するための実務者レベルの会をまず位置付けます。さらに、保護者や関係機関等の要請に応じて、就学に係るコーディネーターの役目を担う者が、ケース会議を招集し、必要に応じて定例会や全体会の開催を計画するという流れになります。

※ 「早期支援コーディネーター(仮称)」の指名については、第三章で児童デイサービスの担当者が就学指導のコーディネーターの役割を担った事例を掲載していますので、参考にしてください。

3 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用

特別な支援を必要とする幼児児童生徒については、指導の個別化を図るための「個別の指導計画」や学校と家庭及び関係機関が連携して支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成が、それぞれ求められています（以下、小学校学習指導要領（平成20年3月告示）参照）。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

「個別の教育支援計画」は、「個別の指導計画」とともに、乳幼児期から将来にわたり引き継がれるものです。また、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校等をつなぐ「移行支援シート」（次章参照）を作成するための基礎資料にもなります。「個別の教育支援計画」の重要性を保護者に説明し協働して作成することで、無理なく引き継がれるものになります。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成のポイント

- 保護者と話し合っ、一緒に作りましょう。（特に「個別の教育支援計画」）
- 無理なくできること、頑張れることを記入しましょう。
- 「できないこと」や「困っていること」ではなく、「〇〇することによって、～することができる」という立場で記入しましょう。
- 形式は、各学校や園で記入しやすいものを作成しても構いません。最初から全部を記入するのではなく、できるところから記入を始めましょう。

